

平成21年第3回

安堵町議会定例会会議録

平成21年9月9日(火) 午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

1 番	安 井 修	2 番	山 岡 敏
3 番	岡 田 裕 明	4 番	森 田 瞳
5 番	吉 田 忠 世	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	溝 脇 久 利
9 番	田 中 幹 男	10 番	岸 田 充 隆
11 番	吉 田 宏 至	12 番	溝 本 隆

2 出席議員 11名

3 欠席議員 7番 松本正弘

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

町 長	島 田 悠紀夫		
教 育 長	中 川 克 己		
理 事	北 田 秀 章	税務課長	喜 多 君美代
住民課長	吉 岡 勉	理 事	高 間 俊 和
人権同和対策課長補佐	大 星 義 博	産業課長	寺 前 高 見
理 事	山 崎 文 生	水道課長	北 門 康 幸
教育次長	欠 席		

5 職務のため、会議に出席した者

議会事務局長	近 藤 善 敬	書 記	吉 川 明 宏
--------	---------	-----	---------

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて
(平成 21 年度安堵町一般会計補正予算 (補正第 3 号) に
ついて)
- 日程第 4 議案第 1 号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 5 議案第 2 号：人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることにつ
いて
- 日程第 6 議案第 3 号：安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4 号：平成 21 年度安堵町一般会計補正予算 (補正第 4 号) につ
いて
- 日程第 8 議案第 5 号：平成 21 年度安堵町下水道事業特別会計補正予算 (補正第
1 号) について
- 日程第 9 議案第 6 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正
予算 (補正第 1 号) について
- 日程第 10 認定第 1 号：平成 20 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 認定第 2 号：平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 12 認定第 3 号：平成 20 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 日程第 13 認定第 4 号：平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳
出決算の認定について
- 日程第 14 認定第 5 号：平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認
定について
- 日程第 15 認定第 6 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計 (保険事業勘定) 歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 7 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計 (介護サービス事業
勘定) 歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 8 号：平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について
- 日程第 18 認定第 9 号：平成 20 年度安堵町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 19 報告第 2 号：平成 20 年度健全化判断比率報告書について
- 日程第 20 報告第 3 号：平成 20 年度資金不足比率報告書について
- 日程第 21 報告第 4 号：平成 20 年度安堵町土地開発公社の決算報告について
-

開 会 午前10時

議長（吉田宏至） それでは皆さんおはようございます。

早朝より御苦労さまでございます。

本日の欠席議員、7番の松本正弘議員です。欠席届が提出されております。よろしく願いいたします。

只今の出席議員11名です。

定足数に達していますので、平成21年第3回安堵町議会定例会を開会します。

議長（吉田宏至） 直ちに本日の会議を開きます。

議長（吉田宏至） 島田町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（島田悠紀夫） おはようございます。

朝晩かなり涼しくなってきました。しかし、まだ昼間が暑いようございます。このような時期に、また大変お忙しい時期に出席いただきましてありがとうございます。

本日提案させていただいております案件は19件でございます。人事案件が2件、条例の一部改正案件が1件、補正予算案件が4件うち専決処分の補正予算案件が1件でございます。そして平成20年度の決算認定案件が9件、これに関連します地方公共団体の財政健全化比率の報告案件が2件、最後に土地開発公社の決算報告案件が1件の合計19件でございます。順を追って大略説明いたし、皆様方の御審議を仰ぎ、御承認、御可決賜りますようお願いいたします。

まず報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）でございます。今回の補正につきましては、63万9千円の増額補正でございます。内容であります、消防費において消防団員1名の退団による退職報償金の支払いでございます。なお、退職報償金につきましては、全額消防団員等公務災害補償等共済基金より支払われるものであります。この共済基金よりの入金を受け入れ日の関係上これを専決処分とさせていただきます。

次に議案第1号、安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることあります。教育委員5名のうち寺田孝次委員につきましては、本年9月30日をもって任期が満了いたします。再任をお願いいたしておったのでございますが、本人の強い希望により辞退したいということでございますので、後任として新たに奈

良市役所に奉職されておりました。また、教育行政事務にも携わってましたこともあり、教育等にも深い識見を有しておられます西本安博氏を任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

次に議案第 2 号、人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございます。人権擁護委員 3 名のうち岡田治子委員につきましては、22 年 3 月 31 日に任期満了となります。手続き上の関係がございますので、早いとは思うんですが提案させていただきました。当初は 3 期務めていただき、人権に対する熱意・理解等があり、適任者として引き続き推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

次に議案第 3 号、安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の一部改正につきましては、国民健康保険施行令の一部を改正する政令が示されたことに伴いまして、当町の条例も一部改正するものでございます。改正内容につきましては、緊急の少子化対策の一環として出産に係る被保険者の経済的負担を軽減し、安心して出産できる出産一時金 35 万円から 4 万円引き上げ、39 万円に改正するもので、本年 10 月から平成 23 年 3 月までの暫定措置としての適応するものでございます。また、平成 8 年法律第 83 号の国家公務員共済組合法の改正による文言整備による一部改正もでございます。

次に議案第 4 号、平成 21 年度安堵町一般会計補正予算についてでございます。今回の補正は、1 億 1,929 万 8 千円の増額補正でございます。国においては、平成 21 年度第一次補正予算が 5 月に可決成立いたしております。これに伴う地域活性化経済危機対策臨時交付金事業、ICT（情報通信基盤）環境整備補助事業、それから緊急雇用創出事業のそれぞれに該当する事業を行うための補正でございます。補正内容につきましては、まず地域活性化経済危機対策臨時交付金事業としまして、総務費関係で非常時用公用車の購入、また、古い公用車を低公害車への移行、買い替え、公共施設の地上デジタル放送への対応等の費用として、2,672 万円の補正。次に民生費関係では、福祉保健センター、保育園等の施設の整備及び改修費用として、206 万 5 千円の補正。土木費関係では、町道の改修費用といたしまして、4,000 万円の補正。公園の改修費用として、530 万円の補正。また、教育費関係では、小学校、歴史民俗資料館、中央公園体育館等の施設の整備費用として、1,454 万 9 千円の補正でございます。次に情報通信基盤環境整備補助事業といたしまして、教育費関係で小・中学校のテレビの地上デジタル放送への対応、パソコン構築等の整備費用として、955 万円の増額補正。次に緊急雇用創出事業といたしまして、同じく教育費関係で若年者、成人を対象としたメンタルヘルス事業の人件費及び資料館の資料整理等に係る人件費等で、460 万 5 千円の補正。最後にその他の補正といたしまして、民生費で乳がん及び子宮がんの対策事業、地域改善対策事業、及び教育費で理科教育設備事業の費用として、1,710 万 9 千円の増額補正と下水道事業特別会計の繰出金 60 万円の減額補正で、総額 1 億

1,929万8千円の増額補正でございます。

なお、この件につきましては、現在国会の方で全面的な見直しを挙げるという民主党の意見がございます。しかしこれは一次補正で通っておるわけですが、そういう話もありますので、執行につきましては十分に留意いたしたいと思っております。

次に議案第5号、平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について。今回の補正は、予算の増減はございません。流域下水道事業に係る起債の限度額が、650万円から710万円に引き上げられたことによりまして、限度額まで充当することで町債を60万円増額し、一般会計より、先程の一般会計でも申し上げましたが、一般会計よりの繰入金60万円を減額する財源更正をいたすものでございます。

次に議案第6号、平成21年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第1号）についてでございます。今回の補正は、平成20年度介護保険事業特別会計の決算において、歳入歳出差引額、1,113万4千円を繰越金として補正するもので、平成20年度の精算分として、国庫・支払基金・県への償還金、521万8千円を計上し、残金591万6千円を基金積立金として計上するものでございます。

次に認定第1号、平成20年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額28億583万9,985円、歳出総額26億3,776万348円で差引額1億6,807万9,637円で、このうち2,506万4千円は繰越明許費で実質収支額は、1億4,301万5,637円でございます。

認定第2号、平成20年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。歳出総額7億2,030万7,984円、歳入総額7億3,512万4,885円で差し引きマイナスの1,481万6,901円の赤字となっております。この赤字分につきましては、平成21年度予算において繰上充用金をもって充当補てんいたしております。

次に認定第3号、平成20年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額8,424万5,846円、歳出総額8,445万3,413千円で差引額マイナスの20万7,567円で赤字となっております。この赤字分につきましても、平成21年度予算において繰上充用金をもって補てんいたしました。

認定第4号、平成20年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について。歳入総額294万2,271円、歳出総額1,853万2,665円で差引額マイナスの1,559万394円の赤字となりました。この赤字につきましては、平成21年度予算において繰上充用金をもって補てんいたしました。

認定第5号、平成20年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入歳出とも4億2,601万2,318円でございます。

認定第6号、平成20年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出

決算の認定について。歳入総額 4 億 6,129 万 4,892 円、歳出総額 4 億 5,016 万 47 円で差引額 1,113 万 4,845 円の黒字となっております。

認定第 7 号、平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定についてでございます。歳入総額 684 万 7,866 円、歳出総額は、684 万 7,866 円で差引額は、0 円でございます。

認定第 8 号、平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。平成 20 年度から始まりました後期高齢者医療制度の初めての決算でございますが、歳入総額 6,485 万 5,030 円、歳出総額 6,473 万 7,730 円で差引額 11 万 7,300 円の黒字となりました。

認定第 9 号、平成 20 年度安堵町水道事業会計決算の認定について。事業収益総額 1 億 6,156 万 8,342 円、事業費総額 1 億 5,071 万 5,050 円で決算収支は、1,085 万 3,292 円の黒字となっております。

次に報告第 2 号、平成 20 年度財政健全化判断比率報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月法律第 94 号）によりまして、平成 19 年度分より報告いたしております財政健全化判断比率でございますが、平成 20 年度につきましては、実質赤字比率及び連結赤字比率は黒字となっております。実質公債費比率は、13.8 パーセント、将来負担比率は負債額より充当可能財源が上回っているため該当いたしません。

報告第 3 号、平成 20 年度資金不足比率報告書についてでございます。これにつきましても先の報告によるもので、水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足を算定するものであります。両会計とも赤字ではないため該当いたしません。

報告第 4 号、平成 20 年度安堵町土地開発公社の決算報告についてでございます。収益的収入及び支出において、収入 3,235 万 3,602 円で支出 3,233 万 6,017 円、差引額 1 万 7,585 円は基金の利息分でございます。また、資本的収入及び支出においては、収入が、119 万 2,473 円、支出 3,363 万 3,995 円で差引額は、3,244 万 1,522 円となっております。以上、大略説明させていただきましたが、細部につきましては、その都度担当課長より説明いたさせますので、よろしく御審議願いまして、御承認、御可決賜りますようお願いいたします。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりであります。

議長（吉田宏至） 日程第1：「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第105条の規定により、
5番 吉田忠世議員と、6番 松田和代議員を指名いたします。

議長（吉田宏至） 日程第2：「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、先般の議会運営委員会において本日より17日までの9日間と内定しておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

本定例会の会期は本日から17日までの9日間とすることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第3 報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）御説明いたします。

議案書7ページを御覧いただきたいと思います。

今回の補正につきましては、消防費の63万9千円の増額補正でございます。内容でございます。消防団員1名が退団されたことに伴います退職報償金の支払いでございます。なお、団員に支払われます退職報償金につきましては6ページ、その上でございます。歳入でありますけれども。全額消防団員等公務災害補償等共済基金より支払われるものでございます。なお、この共済基金よりの繰入れの受入り日の関係上、これを専決処分とさせていただいております。それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第1号：専決処分の承認を求めることについて（平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めます。

平成21年9月9日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）を別紙のとおり専決処分する。

平成21年7月24日専決

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の1ページ目をお願いいたします。

平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）

平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第3号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ63万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,588万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年7月24日専決

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページ、2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款19. 諸収入、項3. 雑入

補正前の額1,010万6千円、補正額63万9千円、計1,074万5千円。

歳入の総合計でございます。

補正前の額28億8,525万円、補正額63万9千円、計28億8,588万9千円。

次の3ページをお願いします。

歳出

款9. 消防費、項1. 消防費

補正前の額1億1,103万2千円、補正額63万9千円、計1億1,167万1千円。

歳出の総合計でございます。

補正前の額28億8,525万円、補正額63万9千円、計28億8,588万9千円。

以上でございます。4ページ以降は省略させていただきます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより報告第1号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

報告第1号を承認することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、報告第1号は承認されました。

議長（吉田宏至） 日程第4 議案第1号：「安堵町教育委員会委員の任命につき同意を
求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第1号，安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めること
について御説明をいたします。

教育委員5名のうち今回、寺田孝次委員におかれましては、本年9月30日をも
って任期が満了となります。本人の強い希望により再任については強く辞退
されておられます。その結果として、後任として新たに西本安博氏を選任いたし
たく提案するもので、西本氏は、人格が高潔で学術文化等に関し深い識見も有さ
れておられます。また、奈良市役所に奉職されておられましたので、教育行政事
務にも携わっておられました。そういう関係上、教育等についても深い識見を有
されておられます。以上の理由によりまして適任者として、地方教育行政の組織
及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の意見を求めるものでござい
ます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第1号：安堵町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を安堵町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び
運営に関する法律（昭和31年法律第162号第4条第1項）の規定により議会の
同意を求める。

平成21年9月9日提出

安堵町長 島田悠紀夫

記

住所 生駒郡安堵町大字窪田185番地

氏名 ^{にしもとやすひろ} 西本安博

昭和 22 年 12 月 10 日生まれ、現在 61 歳でございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 1 号に対し、採決します。

この採決は挙手によって行います。

議案第 1 号を同意することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第 1 号を同意することに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第 5 議案第 2 号：「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第 2 号，人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることに

ついて御説明いたします。

人権擁護委員 3 名のうち、岡田治子委員につきましては、来年 22 年 3 月 31 日に任期が満了となります。岡田委員は人権擁護委員を 3 期 9 年を務めていただいております。人権に対する熱意、理解等がございます。そういった理由として適任者でありますので、引き続き推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。それでは議案書を朗読いたします。

議案第 2 号：人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

平成 21 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

記

住所 生駒郡安堵町大字東安堵 1308 番地

氏名 おかだ はるこ
岡田治子

昭和 30 年 4 月 16 日生まれ、54 歳でございます。

なお、時期的に 9 月議会に提案させていただいておりますのは、これは法務省からの委託でございまして、手続き等にも期間を要するということと、もう既に法務局からの推薦依頼がまいっております。そういった時点で今回提案させていただいております。御審議よろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し採決します。

この採決は、挙手によって行います。

人権擁護委員の推薦について適任であることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、人権擁護委員の推薦については適任であることに決定しました。

議長（吉田宏至） 日程第6 議案第3号：「安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 議案第3号、提案理由を説明させていただきます。

これは平成21年5月22日に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、政令第371号が公布されましたので、法律施行に順守して当町の国民健康保険条例の一部を改正し、今議会に条例提案し、御承認をお願いするものでございます。

なお先般、安堵町国民健康保険運営委員会にて諮問し、承認を得ておりますことをここに申し添えて、お手元の資料、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の方をお願いいたします。

なお、この新旧対照表で訂正がございますので先に申し添えておきます。

新旧対照表の現行と改正案の中で、下の左の方の現行の附則の部分でございますが、これを改正案の方に右の方に移転することを訂正させていただきたいと思っております。深くお詫び申し上げます。

第8条第2項中でございます。国家公務員等という「等」のところでございますが、これが旧公社（JR、JT、NTT）の民営化に伴いまして、共済制度に残存しておりましたが、その廃止に伴いまして、この「等」を削除することの文言整備でございます。それと附則の方につきましては、出産一時金に係る被保険者等の経済的負担を軽減し、公的医療各保険におきまして、平成23年3月末までの間、少子化対策の一環として被保険者等が窓口で出産費をできるだけ現金で支払わなくても済むように、安心して出産できるようにするため暫定的でございしますが、出産一時金を4万円引き上げ、「35万円」から「39万円」へ改正するものであり、従来からの産科全ての医療機関におきまして、産科医療補償制度加入医

療機関でございますが、そこで出産される場合 3 万円を上限として加算するものはそのまま、原則 42 万円となるという改正でございます。当該妊婦の方につきましては、妊婦母子手帳に周知のシールを張るよう国の方から指示がございます。そういうように手続きさせていただきまして、附則でございますが、第 1 項でございます。この条例は平成 21 年 10 月 1 日から施行し、附則の 2 に平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産一時金に関する経過措置として 2 項を新規に追加するものでございます。2 項は、被保険者又は被保険者であった者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産一時金についての第 8 条の規則の適用については同条第 1 項中、「35 万円」とあるのを「39 万円」とするという改正でございます。経過措置でございます。以上でございます。それでは議案書第 3 号の方に戻りまして朗読させていただきます。

議案第 3 号：安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険条例（昭和 34 年 7 月安堵村条例第 2 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次のページお開きください。

安堵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

安堵町国民健康保険条例（昭和 34 年 7 月条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「国家公務員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 10 月から平成 23 年 3 月までの間の出産に係る出産一時金に関する経過措置）

2 被保険者又は被保険者であった者が平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第 8 条の規定の適用については、同条第 1 項中「35 万円」とあるのは、「39 万円」とする。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

5 番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

5番（吉田忠世） 5番、吉田でございますが。今説明ありましたね、この附則というのが、ここに新旧対照表がございますけども、これでいけば附則の部分は右側に皆移ると言うことですか。

住民課長（吉岡 勉） そうです。

5番（吉田忠世） わかりました。

2番（山岡 敏） 議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 2番、山岡ですが。今、吉田議員が問われたこと、もう一度確認したいのですが、この新旧対照表というのは、旧のやつがあって新があるわけでしょう。だからこれやったら対比になってないですわな。だから当然旧のやつを載せておいて、そして新規にはこう替わりましたよと。だから予算についてもこれ4万円ですか、上がったとかいう形で。ちょっと関連しますけどもね。そういうふうに関後新旧対照表にしていきたい。

住民課長（吉岡 勉） 議長。

議長（吉田宏至） 吉岡課長。

住民課長（吉岡 勉） そのとおりでございます。現行があって改正案ということでございます。附則の方で暫定措置ということでこの施行はいつからと、暫定措置は期間がありますので23年3月末日までの間の少子化対策ということで、こちらの方に改正ということを書かなければならないのでございます。御指摘のとおりでございますので、以後注意して列記させていただきます。以上でございます。

議長（吉田宏至） 山岡議員よろしいですか。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） なければこれで質疑を終わります。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第3号を採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第7 議案第4号：「平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 議案第4号，平成21年度安堵町一般会計補正予算（補正第4号）について御説明いたします。

議案書の9ページ以降の、まず歳出の方を御覧いただくことになろうかと思えます。今回の補正は、1億1,929万8千円の増額補正でございます。内容でございますけれども、国においては、平成21年度第一次補正予算が5月に可決成立いたしております。これに伴いまして地域活性化経済危機対策臨時交付金事業、そしてICT情報通信基盤、これの環境整備補助事業。そして緊急雇用創出事業のそれぞれの補助事業に該当する事業を行うために補正をするものでございます。補助事業ごとに説明いたしたいと考えております。その都度ページが前後しますが、けれども御了承のほどをお願いいたします。

まず地域活性化経済危機対策臨時交付金事業の補助を受ける事業としまして、9

ページでございます。総務費の目 2. 財産管理費で非常時用の公用車の購入、同じく 13 年以上の古い公用車をエコ対策であります低公害車への買い替え、そして平成 23 年 7 月から開始されます地上デジタル放送への対応として、各公共施設の整備等の費用の分といたしまして、2,672 万円の補正。

次に民生費の目 4. 福祉保健センター費及び目 3. 保育園費で、それぞれ施設の庁舎備品及び改修費用といたしまして 206 万 5 千円の補正です。

次に 10 ページ、11 ページをお願いいたします。10 ページでの下の方でございます。土木費の目 1. 道路橋梁維持費及びその下の 11 ページでございます。目 3. 都市公園維持管理費においては、町道の改修費用、また、各公園の改修費用としまして 4,530 万円の補正。

次に教育費におきまして 11 ページの下段の方でございます。小学校の目 1. 学校管理費の補正額のうち、節でございます。工事請負費、そして次の 12 ページをお願いいたします。中学校の目 1. 学校管理費の補正額の半分、605 万円の半分の 302 万 5 千円の補正額。及びその下でございます。目 3. 歴史民俗資料館管理運営費の補正額のうち、節で委託料、工事請負費この 2 節。また、目 2. 体育施設管理費の全額。以上それぞれの施設の整備改修費用といたしまして 1,757 万 4 千円の補正でございます。次に ICT (情報通信基盤) 環境整備補助事業の補助を受ける事業といたしまして、申し訳ないです。11 ページへお戻りいただきたいと思っております。教育費の小学校の目 1. 学校管理費で節の備品購入費。先程「地域」の方で工事請負費を補助として充てております。この ICT の方では備品の購入費でございます。そして、12 ページ。中学校の目 1. の学校管理費でございます。そのうちの先程の「地域」で半分、残り半分の 302 万 5 千円をこの ICT 事業に引っ掛けるということでございます。これはパソコンの構築また、校内 LAN の整備、そして小・中学校の地上デジタル放送への対応ということで、この費用が 652 万 5 千円の増額補正でございます。次に緊急雇用創出事業の補助を受ける事業といたしましては、誠に申し訳ございません。また 11 ページへお戻り願いたいと思っております。11 ページの目 2. 事務局費の補正額。そして、すみません度々、12 ページへまた戻っていただきまして、目 3. 歴史民俗資料館管理運営費で、これのうちの節であります共済費、賃金、需用費、備品購入費の費用でこれを緊急雇用創出事業ということで人を雇用するということ。それに伴います事業としまして、若年者、成人を対象としたメンタルヘルス事業費、その事業費、人件費等でございます。また、資料館の資料の整備ということでこれも雇用いたしまして、この整備等に係る人件費、合わせて 460 万 5 千円でございます。

最後になりますけれども、9 ページからずっとそれ以後、9 ページ御覧いただきたいと思っております。民生費でございます。目 9. 自立支援給付費、目 10. 地域生活支援事業費、そして 10 ページの衛生費でございます。目 2. 予防費、そして目 3. 保健衛生費、そして 11 ページの土木費の目 3. 地域改善対策事業費、そして 12

ページの教育費の小学校、目 2. 教育振興費等の全額の補正につきましては、それぞれの、また補助事業により補正するもので、乳がん及び子宮がんの対策事業、そして地域改善事業及び理科教育の教材の整備事業というそれぞれの補助を受けるものとしまして、その補正額が 1,710 万 9 千円の補正でございます。

そして最後でございます。11 ページでございます。土木費の中の目 2. 下水道費の補正でございます。これにつきましては、下水道事業特別会計への繰出金を 60 万円減額補正するということでございます。

そして歳入でございます。

7 ページ、8 ページにまたがっております。これにつきましては、国庫、県費の補助を受け、残り基金の繰入金等で充てて対応するということでございます。補正合計は冒頭言いました 1 億 1,929 万 8 千円でございます。以上でございます。

なお、町長が冒頭のあいさつで申し上げましたとおり議決後でございますけれども、政権交代されております。この予算が凍結される、見直しされる恐れもあるということでございます。しかしながら、第一次補正で可決成立いたしております。当町としましては、この事業にのっかって事業を行いたく補正をいたすものがございます。万が一、凍結等されたら、この場合については、また検討していきたいと考えておりますので、よろしく御審議をお願いしたいと思います。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 4 号：平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

予算書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 4 号、平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）

平成 21 年度安堵町一般会計補正予算（補正第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 1,929 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30 億 518 万 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 9 月 9 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次の 2 ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 13. 国庫支出金、項 2. 国庫補助金

補正前の額 876 万 9 千円、補正額 9,753 万 4 千円、計 1 億 630 万 3 千円。

款 14. 県支出金、項 2. 県補助金

補正前の額 4,073 万円、補正額 528 万 9 千円、計 4,601 万 9 千円。

款 17. 繰入金、項 1. 基金繰入金

補正前の額 2 億 7,820 万円、補正額 1,629 万 9 千円、計 2 億 9,449 万 9 千円。

款 19. 諸収入、項 3. 雑入

補正前の額 1,074 万 5 千円、補正額 17 万 6 千円、計 1,092 万 1 千円。

歳入合計

補正前の額 28 億 8,588 万 9 千円、補正額 1 億 1,929 万 8 千円、計 30 億 518 万 7 千円。

3 ページの歳出でございます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費

補正前の額 3 億 3,088 万 1 千円、補正額 2,672 万円、計 3 億 5,760 万 1 千円。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費

補正前の額 4 億 3,496 万 1 千円、補正額 39 万 2 千円、計 4 億 3,535 万 3 千円。

項 2. 児童福祉費

補正前の額 2 億 2,429 万 9 千円、補正額 187 万 9 千円、計 2 億 2,617 万 8 千円。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費

補正前の額 5,862 万 8 千円、補正額 288 万 3 千円、計 6,151 万 1 千円。

款 8. 土木費、項 2. 道路橋梁費

補正前の額 5,692 万円、補正額 4,000 万円、計 9,692 万円。

項 3. 都市計画費

補正前の額 1 億 2,351 万 7 千円、補正額 470 万円、計 1 億 2,821 万 7 千円。

項 4. 住宅費

補正前の額 5,554 万円、補正額 1,347 万円、計 6,901 万円。

款 10. 教育費、項 1. 教育総務費

補正前の額 5,417 万 8 千円、補正額 334 万 3 千円、計 5,752 万 1 千円。

項 2. 小学校費

補正前の額 4,639 万円、補正額 1,163 万 7 千円、計 5,802 万 7 千円。

項 3. 中学校費

補正前の額 4,220 万 7 千円、補正額 605 万円、計 4,825 万 7 千円。

項 5. 社会教育費

補正前の額 5,524 万 4 千円、補正額 626 万 2 千円、計 6,150 万 6 千円。

項 6. 保健体育費

補正前の額 3,515 万 6 千円、補正額 196 万 2 千円、計 3,711 万 8 千円。

歳出合計

補正前の額 28 億 8,588 万 9 千円、補正額 1 億 1,929 万 8 千円、計 30 億 518 万 7 千円。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

4 番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） 森田議員。

4 番（森田 瞳） 森田でございます。

いろいろと新聞等で政府の補正予算についての、政権が交代したことによりまして、いろいろと議論されておるところでございます。そのうちの中での安堵町における事業として国庫から約 1 億そしてまた県費から 500 万ですか、合計 1 億ちょっとの財源を充てられて今回の補正となっておるわけでございます。いろいろ説明は良く分かりました。ただ、その国のですね、結論を待つということでもっての推移を見守りつつというような御説明でございましたけれども、私の意見といたしましては、やはり当初予算にも勘案いたしまして、そしてまた今回の補正ということについて必要な、私は事業ばかりでなかろうかと。特に公用車の 1,800 万円の買い替えにおける財源とか。これはやがて今回返還に至っても、いずれやっぱり公用車等のこの規制というものは必ずや数年間のうちに挙がってくるものでございますので、だから遠慮なくこの事業を直ちに遂行していただいて、万一返還ということになりましたらですね、またそれはそれなりに、また行政の方で財源の構成なり、いろいろ案を練っていただいて検討をやるということで、直ちに事業にかかっていただいて私はいいいんじゃないかなという思いもいたします。

以上でございます。

議長（吉田宏至） 答弁よろしいですか。

答弁よろしいですね。

（「はい、結構です。」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 他に質疑ありませんか。

6 番（吉田忠世） 議長。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

6 番（吉田忠世） 吉田でございます。

この中の 10 ページの保健衛生費。ここに負担金補助及び交付金、すこやかコミュニティ推進助成金というのがございますが、これはただ単に役場が使うというんじゃないしに、住民がこれもう負担しておるわけでございます、それで当人らの話はこの予算が通ったら直ちに支払いますという話を聞いておるようでございます。これについてはどのようにお考えになりますか。

理事（高間俊和） 議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） 先程総務課長から御説明申し上げましたような趣旨で、見守る必要もあるのではないかとこのように考えるところでございます。

議長（吉田宏至） もう一度言ってもらいましょうか。

理事（高間俊和） 直ちに執行するというところでございますねけども。私の方もそこまで聞き及んでおりませんので、先程の趣旨も踏まえまして見守ることも必要ではないかというふうに考えるところでございます。

6 番（吉田忠世） はい。

議長（吉田宏至） 吉田忠世議員。

6 番（吉田忠世） これは、その補正予算を作ったときに、そういった中身は聞いておられるわけでしょ。だからこれについての執行をどのようにするかというのは、もう決めておかなければ。これは個人の負担になりますんでね。役場がそれを負担するっていうんじゃないしに、住民個人の負担になっておりますんでね、そのところをちゃんとはっきりしといてもらわないと具合悪いと。

理事（高間俊和） はい。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） すこやかコミュニティに関する補助といたしますのは、健康で安全な生活がおくれる地域社会をつくって行くために、コミュニティが主体となって行く活力がある。特に健やかな地域社会づくりを推進することを目的とした補助。そしてまた、他のコミュニティ活動のモデルとなるような事業に補助されるということで、10分の10補助という形で付いてきておるわけですけども。

私、申し上げておりますのは、直ぐに支払いするとかいうふうな細かいところまでは聞き及んでおりませんので、この事業の主旨というのは十分理解しておるつもりですんで、今日可決なって明日執行するとかいうふうな極端なふうには考えておりませんが、執行する方向では考えたいというふうに思います。そういう意味でご…。

議長（吉田宏至） 忠世議員よろしいですか。

4番（森田 瞳） 議長。

議長（吉田宏至） それでは、森田議員。

4番（森田 瞳） 今、吉田議員の方でその中身のうちの一部、このすこやかコミュニティ推進助成金ということで。今私、冒頭をお願いしておったことで、若干理事の方の答弁の中で、ちょっと疑問やなと思う。やはり事業として必要なものについてここに予算計上されておるねから、やはりこうした中での補正が終われば、国の決定がいかにあれ、要するに事業はいち早くなさっていただきたいと申し上げたのはその辺でございます。その辺をまだ、国の決定がまだやねんというようなことの無いように、やはり議会の承認を得て補正が可決されるものでございますので、その辺は速やかに、私は事業を執行されてはどうかという意見でございます。

町長（島田悠紀夫） はい。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 先程来から補正予算につきましての財源。直ちに執行してもいいんじゃないかということでございますが、やはり1億近い財源ということになれば、安堵町の全額負担ということになれば財政的に非常に無理がございますので、やはり国の動向を見てから執行の方に努力したい。そうじゃないと財源が無いということだけはっきり申し上げておきます。

議長（吉田宏至） ほかに質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） これで質疑を終わります。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。
討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第4号について採決します。
この採決は、挙手によって行います。
議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第8 議案第5号：「平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について」を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは議案第5号、平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算について御説明させていただきます。

議案書の7ページを御覧ください。今回の補正は当初予算におきまして、公共下水道事業に対する起債借入額が、1億1,150万円でありましたが、60万円の増額の1億1,210万円まで認められましたので増額いたします。

これにつきましては、流域下水道事業債650万が710万円になることとござい

ます。それに伴いまして一般会計繰入金につきましては、起債額の増額によりまして、60万円を減額する財源更正でございます。したがって歳入歳出予算の総額につきましては増減はありません。それでは議案書第5号を朗読させていただきます。

議案第5号：平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）を別紙のとおり提出する。

平成21年9月9日提出

安堵町長 島田悠紀夫

続きまして、議案書1ページをお願いします。

議案第5号，平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）

平成21年度安堵町下水道事業特別会計補正予算（補正第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第一表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

平成21年9月9日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

続きまして2ページをお願いします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款4. 繰入金、項1. 一般会計繰入金

補正前の額 1億2,261万1千円、補正額 マイナス60万円、計 1億2,201万1千円。

款6. 町債、項1. 町債

補正前の額 1億2,750万円、補正額 60万円、計 1億2,810万円。

歳入合計

補正前の額 3億7,660万円、補正額 0円、計 3億7,660万円。

続きまして3ページ歳出でございます。

款1. 下水道事業費、項2. 下水道建設費

補正前の額 2億3,335万9千円、補正額 0円、計 2億3,335万9千円。

歳出合計

補正前の額 3億7,660万円、補正額 0円、計 3億7,660万円。

続きまして4ページをお願いします。

第二表 地方債補正

起債の目的 流域下水道事業債、補正前限度額 650 万、補正後限度額 710 万。

計 補正前限度額 650 万、補正後限度額 710 万。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前、補正後とも変更ございません。

5 ページ以降の事項別明細書につきましては省略いたします。

以上でございます。よろしく審議のほどお願いします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 5 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 5 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手全員です。

議長（吉田宏至） よって、議案第 5 号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第 9 議案第 6 号：「平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（高間俊和） はい、議長。

議長（吉田宏至） 高間理事。

理事（高間俊和） それでは議案第 6 号，平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）について説明させていただきます。

まず議案書の 6 ページから 7 ページをお開きください。

歳入歳出それぞれ 1,113 万 4 千円の増額補正を提案させていただくものでございます。歳入の方は 6 ページの表でございますが、平成 20 年度安堵町介護保険特別会計保険事業勘定決算の結果、1,113 万 4 千円の剰余金が発生しましたので、これを平成 21 年度に繰り越しするものでございます。歳出の方は平成 20 年度に概算交付を受けていました国庫負担金、支払基金交付金、県負担金等について平成 20 年度の実績、保険給付並びに地域支援事業実績に基づいて精算したところ、国庫負担金、また補助金、県負担金、それから支払基金交付金等で合わせて 7 ページの下の辺になりますが、計 521 万 8 千円返還する必要が生じました。この償還金の財源として、先程の 20 年度からの繰越金のうち、521 万 8 千円を充て、残りの繰越金 591 万 6 千円については 7 ページの上の表になりますが、介護保険財政の健全な運営に資するため安堵町介護給付費準備基金の設置、管理及び処分に関する条例第 2 条に基づきまして、介護給付費準備基金に積み立てたく歳入歳出それぞれ 1,113 万 4 千円の増額補正を提案させていただくものでございます。それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 6 号：平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定に基づき、平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）を別紙のとおり提出する。

平成 21 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次に 3 枚目お願いします。

1 ページですけども。

議案第 6 号，平成 21 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 1 号）（保険事業勘定）

平成 21 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,113 万 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 813 万 4 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 21 年 9 月 9 日提出

生駒郡安堵町長 島田悠紀夫

次のページ、2 ページお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款 10. 繰越金、項 1. 繰越金

補正前の額 1 千円、補正額 1,113 万 4 千円、計 1,113 万 5 千円。

歳入合計

補正前の額 4 億 9,700 万円、補正額 1,113 万 4 千円、計 5 億 813 万 4 千円。

次 3 ページ。

歳出

款 3. 基金積立金、項 1. 基金積立金

補正前の額 4 万 3 千円、補正額 591 万 6 千円、計 595 万 9 千円。

款 6. 諸支出金、項 1. 償還金及び還付加算金

補正前の額 28 万 6 千円、補正額 521 万 8 千円、計 550 万 4 千円。

歳出合計

補正前の額 4 億 9,700 万円、補正額 1,113 万 4 千円、計 5 億 813 万 4 千円。

なお、4 ページ以降の朗読につきましては、先程の説明と重複しますので省略させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより討論を行います。

討論はありませんか。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 6 号について採決します。

この採決は、挙手によって行います。

議案第 6 号を原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長 (吉田宏至) 挙手全員です。

議長 (吉田宏至) よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議長 (吉田宏至) ここでいったん休憩申し上げます。

只今 11 時 11 分で…

4 番 (森田 瞳) 議長。

議長 (吉田宏至) はい。

4 番 (森田 瞳) 決算の部分の提案だけしていただいて、引き続き。その後休憩とられたらどうですか。

議長 (吉田宏至) 暫時休憩当然入れるんですけど、1 時間強超過しましたのでトイレ休憩かと思ひまして。

(「休憩入れてください。」と呼ぶ者あり)

議長 (吉田宏至) だから 22 分。よろしく願いいたします。

10 分間休憩取りますので。

(休憩)

午前 11 時 12 分

午前 11 時 22 分

議長 (吉田宏至) 休憩前に引き続き再開します。

お諮りします。

日程第 10 認定第 1 号：「平成 20 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定につ

いて」

日程第 1 1 認定第 2 号：「平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 2 認定第 3 号：「平成 20 年度安堵町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 3 認定第 4 号：「平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 4 認定第 5 号：「平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 5 認定第 6 号：「平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 6 認定第 7 号：「平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 7 認定第 8 号：「平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

日程第 1 8 認定第 9 号：「平成 20 年度安堵町水道事業会計決算の認定について」

議長（吉田宏至） 以上、9 議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。
よって一括議題といたします。

議長（吉田宏至） 本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 平成 20 年度各会計及び水道事業会計の決算について御説明いたします。平成 20 年度予算方針に沿って予算の執行を行い、本年 5 月末日の出納閉鎖を迎えまして、その後決算作業を行い、7 月 27 日、28 日、29 日の 3 日間におきまして監査委員お二人によりまず決算監査を経ております。本 9 月議会に平成 20 年度の安堵町歳入歳出決算の認定をお願いすべく上程するものでございます。

まず決算書の認定の議案書を朗読させていただきます。大きな冊子になって上

に貼っておるものがございます。認定第 1 号から第 8 号。

平成 20 年度安堵町一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定に基づき、平成 20 年度安堵町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会に提出し、認定を求める。

1 平成 20 年度安堵町歳入歳出決算の認定について

認定第 1 号、一般会計歳入歳出決算

認定第 2 号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算

認定第 3 号、老人保健特別会計歳入歳出決算

認定第 4 号、住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算

認定第 5 号、下水道事業特別会計歳入歳出決算

認定第 6 号、介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

認定第 7 号、介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算

認定第 8 号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

2 平成 20 年度安堵町各種会計決算総括表、款別決算額比較表、町税徴収実績表、決算書、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、経費の款別性質別分類表、経費の款別財源内訳表、財産に関する調書、地方債現在高調書。

3 町長審査意見書及び監査委員審査意見書

4 主要な施策の成果

平成 21 年 9 月 9 日提出

安堵町長 島田悠紀夫

次の決算書であります。1 ページをお願いいたします。真ん中から下の意見書でございます。

意見書

地方自治法第 233 条第 1 項の規定により平成 20 年度安堵町一般会計、特別会計歳入歳出決算書並びに証拠書類を会計管理者職務代理者より提出されたので、審査した結果、地方自治法その他関係法規に背反した点を認めず、なお本決算各款、項、目、節の金額は歳入歳出簿及び証書類に符合しており、确实なるものと信じます。よって、同条第 2 項の規定により監査委員の審査に付したところ、別紙審査意見がありました。よって、認定せられんことを望みます。

平成 21 年 9 月 9 日

安堵町長 島田悠紀夫

それからずっといってもらいまして、10 ページをお願いいたします。10 ページの各会計決算額のみを申し上げます。

平成 20 年度安堵町会計別決算総括表

一般会計、決算額。

歳入 28 億 583 万 9,985 円、歳出 26 億 3,776 万 348 円、歳入歳出差引残高

1億6,807万9,637円。うち2,506万4千円については繰越明許費繰越額、1億4,301万5,637円、これは翌年度への繰り越しでございます。

国民健康保険特別会計、上から申し上げます。

7億2,030万7,984円、7億3,512万4,885円、差し引きマイナスの1,481万6,901円。これは21年度予算をもって繰上充用金で補てんいたしております。老人保健特別会計。

8,424万5,846円、歳出8,445万3,413円、差し引きマイナスの20万7,567円。これも赤でありますけども、繰上充用金をもって補てんいたしております。住宅新築資金等貸付事業特別会計。

歳入294万2,271円、歳出1,853万2,665円、差し引きマイナスの1,559万394円の赤でございます。これも21年度予算において繰上充用金をもって補てんいたしております。

下水道事業特別会計。

4億2,601万2,318円、歳入歳出同額でございます。差し引き0でございます。介護保険特別会計（保険事業勘定）。

歳入4億6,129万4,892円、歳出4億5,016万47円、差し引き1,113万4,845円。これ翌年度への繰り越し分でございます。介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）分。

これ歳入歳出とも684万7,866円。したがって差し引き0でございます。後期高齢者医療特別会計。

歳入6,485万5,030円、歳出6,473万7,730円、差し引き11万7,300円。これも翌年度へ繰り越しするものでございます。

続きまして別冊子でございます。水道事業会計の決算書をお願いしたいと思います。

これのうちの、まず標題を朗読させていただきます。

認定第9号：平成20年度安堵町水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、平成20年度安堵町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて提出し、議会の承認を求める。

平成21年9月9日提出

安堵町長 島田悠紀夫

決算書の9ページをお願いいたします。その事業報告書であります。その真ん中辺に経理状況がございます。ここを朗読させていただきます。

経理状況

収益的収支については、収入面で営業収益1億6,053万4,554円と前年度に比べ1.7%の減となり、給水収益（水道料金収入）につきましては、1億5,435万3,521円となり、その他営業収益を合わせた事業収益は1億6,156万8,342円で

あります。

また、事業費用では人件費、受水費、動力費、企業債利息等の経費で1億5,071万5,050円となり、前年度に比べ264万7,179円の減となりました。

以上、収支差し引きいたしますと1,085万3,292円の黒字を計上することができ、前年度繰越利益剰余金3,271万4,990円を加えますと、4,356万8,282円の利益剰余金を計上いたしました。

資本的収支については、収入面で工事負担金、施設整備基金利息等3,580万8,836円であり、一方支出面では、建設改良費、償還金等で合計7,147万2,327円となりました。

以上が現況であります。需要水量が減少傾向で水道料金収入の増加は見込めませんが、今後も経営の合理化に努め、財政の健全化に一層努力する所存であります。

以上、これが水道であります。

以上でございます。20年度一般会計、また、各特別会計及び水道事業会計の決算状況でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉田宏至） これより認定第1号から認定第9号までの9議案について、総括質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑はありますか。

総括質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） 続きまして安井監査委員に決算審査報告を求めます。

監査委員（安井 修） はい、議長。

（安井監査委員 登壇）

監査委員（安井 修） 監査委員2名を代表いたしまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成20年度安堵町一般会計歳入歳出決算及び特別会計歳入歳出決算に関する審査結果を御報告いたします。

審査の対象となりましたのは、平成20年度安堵町一般会計歳入歳出決算書、平成20年度安堵町特別会計〔国民健康保険、老人保健、住宅新築資金等貸付事業、下水道事業、介護保険（保険事業勘定）、介護保険（介護サービス事業勘定）、後期高齢者医療〕各歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸帳簿、証拠書類等であります。

平成21年7月27日から29日の3日間にわたり、町長から提出されました各

書類が、地方自治法、安堵町条例及び関係諸法令に準拠して、適正に作成されているかどうかには主眼をおき、関係者の説明聴取により実施いたしました。

審査に付された各会計歳入歳出決算書について、それぞれ作成の基本となる予算書、歳入簿、歳出簿、基金台帳、出資金及び出捐金台帳、預金証書などの諸帳簿や証拠書類と照合精査したところ、関係法令に準拠して適正に調整され、記帳や計算にも誤りはなく、正確に処理されていることを確認いたしました。

総括意見といたしましては、国による地方分権の推進と、三位一体の改革の成果が不透明なうえ、昨今の深刻な景気の悪化や、雇用不安が続く現況においては、税収の見通しだけでなく、地方交付税のほか、各種の交付金、支出金等の動向が予測し難いなど、町財政は不安定かつ厳しい状況が続いています。

こうした町財政の厳しい現状を的確に認識し、当面する各事業をきめ細かく点検し、それぞれにふさわしい創意と工夫を凝らし、効率的・効果的に執行することによって、住民サービスの低下を来さないことが大切であり、加えて重要なことは、事務事業全般を長期的視点に立って、大胆に見直し、将来の財政健全化に向けた大筋の方向を構築することにあります。

それを推進する原動力は、それぞれの職制における強い意思と実行力であり、そして、側面的には、住民の正しい現状認識と理解であることから、なお一層、強力な取組を期待いたします。

次に個別意見であります。

一般会計ですが、平成 20 年度の決算額は、歳入総額は、28 億 583 万 9,985 円、歳出総額は、26 億 3,776 万 348 円であり、前年度に比べ、歳入は、2717 万 9,138 円（1.0%）の減少、歳出は、7,549 万 8,332 円（2.8%）の減少となっています。歳入総額から歳出総額を単純に差し引いた形式収支は、1 億 6,807 万 9,637 円となり、翌年度への繰越明許費繰越額 2,506 万 4 千円を差し引いた実質収支額では、1 億 4,301 万 5,637 円の黒字となっています。

歳入の、町税の内容を分析してみると、調定額 8 億 9,003 万 5,187 円に対し、収入済額は、8 億 2,603 万 9,862 円となり、前年度に比べ、2,553 万 3,903 円（3.2%）増加し、調定額に対する収納率は 92.8 パーセントと、前年比で 1.1 ポイント上がっています。

町税の滞納には、長年にわたり様々な要因が交錯・蓄積されているものも多く見受けられますが、今般は、そのうちの 562 万 8,978 円について不納欠損処分されたところではありますが、これらの案件の具体的な内容や経緯等を精査したところ、当該処分は、いずれもやむを得ないものと認められました。

今後とも、納税者、とりわけ滞納者の意識改革のための啓発活動に加え、滞納整理に引き続き、強力に取り組まれることを期待いたします。

歳出総額については、前年度に比べ、7,549 万 8,332 円（2.8%）の減少となっています。その要因といたしましては、都市計画法に基づく用途地域の見直しに

係る基礎調査の業務委託や、安堵町土地開発公社からの公有財産の購入により、経費が増加しましたが、その一方、前年度に実施していた後期高齢者医療制度の創設に伴う電算システムの構築に係る業務委託や、水と農地活用促進事業が完了となり、経費が大幅に減少したことによるものであります。

今後とも、地方分権は進展の方向にあると見込まれるものの、なお当面は、税源移譲や地方交付税、国庫支出金等の財政面の各般について、改善の方向や具体的内容が不透明な状況に鑑み、事業の実施にあたっては、規模の大小や内容を問わず、よりの確な予算編成に努められ、事業目的を確実に達成されるよう、一層の努力を期待いたします。

国民健康保険特別会計ですが、平成 20 年度の決算額は、歳入総額 7 億 2,030 万 7,984 円、歳出総額 7 億 3,512 万 4,885 円で、実質収支額は、1,481 万 6,901 円の赤字となっています。これを平成 21 年度予算において、繰上充用金をもって補てんされています。

国民健康保険税の収納率は年々低下し、その累積結果として、滞納額は非常に高い水準にあります。ちなみに、平成 20 年度には、地方税法等の規定に準拠し、1,931 万 2,116 円を不納欠損処分されたところではありますが、なお滞納額は、9,094 万 5,574 円に及ぶとともに、全体の収納率も 60.8 パーセントと憂慮すべき状況に至っています。

このような本特別会計の現状をみると、保険加入者を取り巻く生活上の様々な環境は、非常に厳しいところではありますが、相互扶助としての医療保険制度の適正な維持存続のためにも、例えばプロジェクトチームを編成して対処するなど、健康保険税の滞納の解消等に従来にも増して、強力に取り組まれることを切望いたします。

老人保健特別会計ですが、平成 20 年度の決算額は、歳入総額 8,424 万 5,846 円、歳出総額 8,445 万 3,413 円で、実質収支額は 20 万 7,567 円の赤字となっています。これを平成 21 年度予算において繰上充用金をもって補てんされているところでもあります。

本特別会計は、75 歳以上の高齢者が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、廃止されることになっていますが、平成 22 年度までは、遅延・過誤等による医療費の請求や、拠出金等の精算事務処理のために存続するものであります。

なお、当該事務処理は、適切に処理されてきました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計ですが、平成 20 年度決算額は、歳入総額 294 万 2,271 円、歳出総額 1,853 万 2,665 円で、実質収支額は 1,559 万 394 円の赤字となっています。これを平成 21 年度予算において、繰上充用金をもって補てんされているところでもあります。

この不足額の要因は、これまでと同様に住宅改修資金、住宅新築資金、宅地取得資金の貸付金が多額に及んだものでありますので、これらの資金の回収には、

これまでにない強力な取り組みにより、確実に成果が得られますよう努力されることを要望いたします。

下水道事業特別会計ですが、平成 20 年度の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに、4 億 2,601 万 2,318 円であり、実質収支額は、0 円となっています。

下水道の整備は、住民の生活環境はもとより公共用水域の水質保全にとっても広く待ち望まれているところであります。平成 20 年度末における整備状況は、処理区域内人口 6,100 人をベースとして、普及率が 76.1 パーセント、水洗化率が 52.0 パーセントと着実に進展していますが、今後とも早期の完成を目指して、なお一層、積極的な事業展開を期待いたします。

なお、下水道整備事業には、長期にわたって多額の投資が行われており、これからも延々と続く借入金の償還など、将来に向けた財政負担の軽減を図るため、既に整備が完了している区域については、できるだけ早い時期に公共下水道に接続がなされるよう積極的に住民の理解と協力を求めていくことが必要かつ重要であると思います。

介護保険特別会計（保険事業勘定）ですが、平成 20 年度の決算額は、歳入総額 4 億 6,129 万 4,892 円、歳出総額 4 億 5,016 万 47 円であり、実質収支額は 1,113 万 4,845 円の黒字となっています。

歳入総額は、前年度に比べ、1,200 万 9,255 円（2.7%）の増加となっていますが、このうち保険料収入が 522 万 3,200 円（6.1%）増加したのは、高齢人口の増加によるものであります。一方、歳出総額も前年度に比べ、698 万 401 円（1.6%）増加し、その大部分を占めているのは保険給付費で、前年度に比べ、848 万 3,008 円（2.1%）増加となっています。これは、介護サービスの利用の増加によるものであります。

今後、さらに保険利用者の増加が見込まれる状況において、保険料の適切かつ徹底した徴収の実行とともに、介護サービスの低下を来たさないよう努めていただきたいと思っております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）ですが、平成 20 年度の決算額は、歳入総額、歳出総額ともに、684 万 7,866 円であり、実施収支額は、0 円となっています。

今後、介護予防サービスの利用者の増加が見込まれますので、利用者、その人その人にあつた適切なケアプランの作成に努められることを期待いたします。

後期高齢者医療特別会計ですが、平成 20 年度の決算額は、歳入総額 6,485 万 5,030 円、歳出総額 6,473 万 7,730 円であり、実質収支額は、11 万 7,300 円の黒字となっています。

今後、急速に増加する高齢者人口の動向をしっかりと見据え、保険料の徴収等について適切な制度運営に努められることを望みます。

財産の状況についてであります。公有財産では、平成 20 年度決算における土

地及び建物の保有面積は、土地 14 万 1,099 平方メートル、建物 5 万 1,861 平方メートルであります。土地では、保育園の通園バスの待避所 328 平方メートルが町道に転用されています。その一方、安堵町土地開発公社が先行取得していた分譲宅地用地 594 平方メートルを購入されたことにより、差し引き 266 平方メートルが増加することになりました。なお、建物についての増減はありませんでした。

出資金及び出捐金では、国の財政改革の一環として、従来の地方公営企業金融公庫の代替機能として設置された、地方公営企業等金融機構への出資金 1 件、50 万円が新規分として増加し、平成 20 年度決算における現在高は 12 件、1,030 万 5 千円となりました。行政財産のままとなっております旧役場庁舎跡地及び旧隣保館につきましては、財産処分を含めた有効活用策の検討を速やかに行われることを期待いたします。

次に物品についてであります。公用車の保有台数は 51 台で、前年度に比べ、1 台の増加となりました。これは、安堵町社会福祉協議会から軽自動車 1 台の寄贈を受けたことによるものであります。また、老朽化により故障した清掃用ロータリー車 1 台の廃車と、それに替わるロータリー車 1 台の新規購入が行われました。今後とも、車検及び修繕等の維持管理経費の節減に努めるとともに、その他の動産についても法令の定めにより、適正に管理されるようお願いいたします。

債権では、平成 20 年度決算における住宅新築資金等貸付金につきましては、前年度に比べ、1 件、285 万 7,222 円の減少となりました。現下の厳しい財政状況において、貸付金の回収には、さらに実効ある強力な取り組みを要望いたします。

基金についてですが、平成 20 年度決算における各基金のうち、現金・預金の現在高は、14 億 1,045 万 3,923 円で、前年度に比べ、1,293 万 7,864 円 (0.9%) の増加となっています。これは新たに設置した介護従事者処遇改善臨時特例基金の 420 万 7,666 円の積み立てと、各基金に生じた金利であります。なお、各基金は、その目的や関連事業の趣旨に即して、適切に運用されていきました。また、平成 20 年度中における基金の取り崩しはありませんでした。

続きまして、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づく、平成 20 年度安堵町水道事業会計決算審査についての報告をいたします。

審査の対象となりましたのは、平成 20 年度安堵町水道事業会計決算報告書、損益計算書、余剰金計算書、貸借対照表、事業報告書、収益費用明細書、資本的収支及び支出明細書、企業債明細書、その他の関係書類等であります。

審査は、平成 21 年 7 月 25 日に実施いたしました。審査にあたりましては、地方公営企業法、地方自治法及び安堵町条例並びに関係諸法令に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びにその運営が適正に行われているかどうかについて実施いたしました。

結果につきましては、審査に付された平成 20 年度安堵町水道事業会計決算書は、いずれも関係諸法令に準拠して作成されており、また、決算書に明示されている

金額は、諸帳簿と符合いたしておりました。

よって、平成 20 年度安堵町水道事業会計決算書は、適正に作成されているものと認めるものであります。

総括意見として、収益的収支につきましては、給水収益、その他営業収益、営業外収益等を合わせた事業収益から、人件費、受水費、動力費、企業債利息等を合わせた事業費用を差し引くと、黒字になっているものの、給水収益については、年々、減少傾向にあり、厳しいものがあります。

今後は、企業としての経営性を発揮し、水道事業の効率的運営と給水サービスの向上に努められるよう期待します。

以上、決算審査報告とさせていただきます。

議長（吉田宏至） お諮りします。

認定第 1 号から第 8 号までの各会計決算及び認定第 9 号：水道事業会計決算の併せて 9 議案を、議長と議会選出監査委員を除く 10 名の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって認定第 1 号から第 9 号までの 9 議案は、10 名の委員で構成する「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

議長（吉田宏至） お諮りします。

只今設置されました決算審査特別委員会の委員を、私が指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

御指名します。

決算審査特別委員会

2 番 山岡 敏 議員、3 番 岡田裕明 議員、4 番 森田 瞳 議員
5 番 吉田忠世 議員、6 番 松田和代 議員、7 番 松本正弘 議員
8 番 溝脇久利 議員、9 番 田中幹男 議員、10 番 岸田充隆 議員
12 番 溝本 隆 議員、以上、10 名でございます。

議長（吉田宏至） 只今12時4分です。

お昼回りました。皆様方におかれましてはお昼でお腹が空いておられることと
思いますが、大変恐縮ですがこのまま続行させていただきます。

只今より暫時休憩いたします。

よろしく願いいたします。

（暫時休憩）

午前12時04分

午前12時10分

議長（吉田宏至） 休憩前に引き続き、再開します。

正副委員長の互選結果につきまして申し上げます。

決算審査特別委員会

委員長 田中幹男 議員、同じく副委員長 山岡 敏 議員です。

以上、よろしく申し上げます。

議長（吉田宏至） お諮りします。

日程第19 報告第2号：「平成20年度健全化判断比率報告書について」

日程第20 報告第3号：「平成20年度資金不足比率報告書について」

以上、2議案を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって一括議題といたします。

議長（吉田宏至） 本案について提案理由の説明を求めます。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） それでは報告第 2 号及び第 3 号について一括で御説明申し上げます。

報告第 2 号，平成 20 年度財政健全化判断比率報告書及び報告第 3 号，平成 20 年度資金不足比率報告書について御説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月法律第 94 号）によりまして、昨年度、平成 19 年度分の決算から適用、報告することとされております。今回、この健全化判断比率には一般会計等を対象といたしました実質赤字の標準財政規模に対する比率を示します「実質赤字比率」。全会計を対象としました実質赤字の標準財政規模に対する比率を示します「連結実質赤字比率」と、一般会計等が負担します元利償還金及び順元利償還金の合計に対する標準財政規模に対する比率を示します「実質公債費比率」、そして、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を示します「将来負担比率」の四つがございます。

まず実質赤字比率でございます。

一般会計等では先程の決算で御説明しましたとおり黒字となっているため該当はいたしません。

次に連結実質赤字比率でございますが、国民健康保険特別会計、また、3 資金の会計では赤字となっておりますが、一般会計の黒字がこの赤字分を大きく上回っておりため、これにつきましても該当はいたしません。

次に実質公債費比率であります。平成 20 年度の実質公債費比率は 13.8 パーセントでございます。これの早期健全化基準の 25 パーセントが基準となっております。これを下回っておりますので、これも該当は無いというものでございます。

最後に将来負担比率でございますが、平成 20 年度の比率は起債額より充当可能な財源の方が上回っております。見込み上、上回っておりため、これも該当はいたしません。ちなみに算定をいたしました比率につきましては、マイナス 4.5 パーセントと、健全化基準を大きく下回っております。

次に、法適用の公営企業であります水道事業会計及び法非適用公営企業であります下水道事業特別会計の資金不足比率についてでございます。平成 20 年度の水道事業会計については、これも先程申し上げましたように黒字であるため、該当はいたしません。下水道事業特別会計におきましても、収支 0 円の決算であるため、これも資金不足等については該当はいたしません。

これらにつきましては、同法第 22 条において、比率の算定後、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ公表することとなっております

監査委員の意見書を付け、議会に報告するものでございます。

それでは議案書の方を朗読させていただきます。

まず報告第2号：平成20年度健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成20年度の健全化判断比率を次のとおり報告します。

記

実質赤字比率 「－」、(15.0)

括弧につきましては、早期健全化基準でございます。

連結赤字比率 「－」該当しません。基準については(20.0)。

実質公債費比率 当町「13.8%」でございます。基準は(25.0%)でございます。

将来負担比率 これも「－」、該当無いと。基準については(350.0)ということでございます。

平成21年9月9日報告

安堵町長 島田悠紀夫

次のページをお願いいたします。

平成20年度財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率

①実質赤字比率 平成20年度は「－」、早期健全化基準「15%」、備考としまして、実質黒字比率「5.84%」でございます。

②連結実質赤字比率 平成20年度「－」、基準は、「20.0」です。これも比率は「23.64%」です。

③実質公債費比率 20年度「13.8%」、基準については、「25.0%」でございます。

④将来負担比率 20年度「－」、基準については、「350.0%」、実質算定したら、「マイナス4.5%」でございます。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成20年度決算においては黒字となっており、実質赤字比率は該当しない。

②連結実質赤字比率について

平成 20 年度決算においては黒字となっており、連結実質赤字比率は該当しない。

③実質公債費比率について

平成 20 年度の実質公債費比率は 13.8%となっており、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

④将来負担比率について

今後支出が見込まれる額よりも将来それらの負担に充てることが可能な収入見込額の方が大きいため、将来負担すべき実質的な負債がないという結果となる。よって将来負担比率は該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

続きまして、報告第 3 号：資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 20 年度の資金不足比率を次のとおり報告します。

記

特別会計の名称

水道事業会計、資金不足比率「－」、該当しない。経営健全化基準「20.0%」、備考、「161.217」。

下水道事業特別会計、資金不足比率、同じく「－」、経営健全化基準「20.0%」、備考として、「35.702」。

備考で、まず「－」は、該当しないということでございます。そして、括弧書きにつきましては、事業の規模を算定しものでございます。

平成 21 年 9 月 9 日報告

安堵町長 島田悠紀夫

次のページでございます。

平成 20 年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

比率名

①資金不足比率 平成 20 年度「－」、経営健全化基準「20.0%」、備考 実質流動比率「921.6%」。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成 20 年度決算における財務の短期流動性を表示する流動比率は 1323.2% となっているが、経営健全化審査における資金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため、平成 21 年度に償還する企業債の予定額を「1 年基準」に基づき、流動負債に算入して計算すると実質流動比率は 921.6% となり 100% を上回っている。したがって資金不足比率は該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

次のページをお願いいたします。

平成 20 年度下水道事業会計経営健全化審査意見書

1 は、おなじこととございます。

2 についても文言は同じとございます。

記としまして、

比率名

①資金不足比率 平成 20 年度「-」、経営健全化基準「20.0%」。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成 20 年度決算において地方財政法施行令第 20 条により算定した資金不足額は 0 円であるため、資金不足比率は該当しない。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（吉田宏至） 2 議案について一括質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） なお、本 2 議案につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により報告のみでございますので、御了承願います。

議長（吉田宏至） 日程第21 報告第4号：「平成20年度安堵町土地開発公社の決算報告について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

理事（山崎文生） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山崎理事。

理事（山崎文生） それでは報告第4号、平成20年度安堵町土地開発公社の決算報告についてを説明させていただきます。

まず報告書の3ページを御覧ください。

平成20年度安堵町土地開発公社の事業報告でございます。

当公社では、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、これまで安堵町の秩序ある開発と整備を促進するため、公有地の確保に鋭意努力を重ねてまいりました。安堵町の依頼により小集落地区改良事業等に供する用地の先行取得などを行うとともに、保有地の管理にも務め、また、売却事業といたしましては、安堵町へ保有地の売り渡しを行ってきたところでございます。平成20年度事業の概要及び収支決算等につきましては、まず公社の処務関係といたしましては、平成20年5月8日に平成19年度収支決算の監査が行われ、同年6月2日に定例理事会におきまして平成19年度の決算報告がなされております。さらに、平成21年3月2日の定例理事会におきましては、平成21年度の事業計画及び予算案についての承認をいただいております。

続きまして、4ページを御覧ください。

用地の買収と売却でございます。平成20年度におきましては、公有地の先行取得はございませんでした。公有地の売却は東安堵小集落事業用地といたしまして、筆数2筆、面積593.58平方メートルを売却いたしました。

次、5ページを御覧ください。

平成20年度安堵町土地開発公社の決算報告でございます。最初に収益的収入及び支出について御説明させていただきます。

まず収入でございますが、区分第1款. 事業収益、第1項. 公有地取得事業収益として、当初予算3,234万6千円に対し、決算額は3,233万6,017円でございます。この決算額は先程説明いたしました公社から安堵町への売り渡しした用地売却収益でございます。

第2款. 事業外収益、第1項. 受取利息として、当初予算1万3千円に対し、決算額1万7,585円でございます。これは公社設立基本金500万円の受取利息でございます。

次に支出でございます。

区分 第1款. 事業原価、第1項. 公有地取得事業原価として、当初予算額 3,234万6千円に対し、決算額は、3,233万6,017円でございます。

次、6ページを御覧ください。

資本的収入及び支出についての説明でございます。

まず収入の部からですが、区分 第1款. 資本的収入、第1項. 借入金。当初予算額 176万4千円に対し、決算額は、119万2,473円でございます。これは平成20年度における銀行の短期借入金でございます。

次に支出でございますが、区分 第1款. 資本的支出。当初予算額 3,411万円に対し、決算額 3,363万3,995円となっております。その内訳は、第1項. 公有地取得事業が、当初予算額 176万4千円に対し、決算額 139万6,473円です。これは用地費及び銀行への支払利息でございます。第2項. 借入金償還金の当初予算額は、3,234万6千円に対し、決算額は、3,223万7,522円でございます。これは、銀行借入金の償還でございます。したがって、平成20年資本的収入及び支出につきましては、収入額 119万2,473円に対して、支出額 3,363万3,995円でございます。

なお、次のページ以降の収支決算の項目別明細につきましては重複する部分がありますので省略させていただきます。それでは、報告第4号を朗読させていただきます。

報告第4号：平成20年度安堵町土地開発公社の決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項に基づき、平成20年度安堵町土地開発公社の決算を別紙のとおり報告する。

平成21年9月9日提出

安堵町長 島田悠紀夫

以上、報告でございます。よろしく申し上げます。

議長（吉田宏至） これより質疑を行います。

議長（吉田宏至） 質疑はありませんか。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） なお、報告第4号につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告のみでございますので、御了承願います。

議長（吉田宏至） お手元に配付しております会期日程を御覧ください。

議長（吉田宏至） 決算審査特別委員会は、10日（木）、11日（金）です。

議会運営委員会は、15日（火）、いずれも午前10時からですので、よろしく
お願いいたします。

議長（吉田宏至） 一般質問の通告期限についてですが、11日（金）の午後5時で締
め切らせていただきます。

議長（吉田宏至） 次回の本会議は、17日（木）午前10時からですので、よろしく
お願いいたします。

議長（吉田宏至） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

長時間御苦労さまでございました。

散 会

午後0時31分
